

狩猟者の皆様へ

香川県内で、野生イノシシの死亡個体から、豚熱の感染が確認されました。豚熱ウイルスの拡散防止に御協力をお願いします。

まず、「感染確認区域」を香川県のHPで確認してください。

豚熱に感染している野生イノシシが
発見された地点から半径10km圏内が ※香川県HP→
「感染確認区域」となります。



1 「感染確認区域」で捕獲に従事したら

- 捕獲した野生イノシシの死体及びその肉、内臓、血液等は、原則として感染確認区域外に持ち出さないこと。
- 捕獲した野生イノシシの肉を自宅等に持ち帰る場合、捕獲現場または現場付近の解体施設で当該イノシシを解体した上で、イノシシ肉のみを容器で密封した状態で持ち帰ること。この場合において、調理時の交差感染を防ぐため、容器は洗浄・消毒の上で廃棄するとともに、持ち帰った肉の残渣は、中心部まで加熱した上で廃棄すること。なお、生肉を冷凍保存した場合でも、豚熱ウイルスが残存していることから、上記同様に取り扱うこと。
- 捕獲した野生イノシシの肉の利用については、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないこと。
※ただし「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に従って対策を講じている場合は除く。
- 捕獲した野生イノシシの死体の埋却等の適切な処理・消毒を実施すること。
- 使用した靴、衣類、車両等については、感染確認区域外に出す際に消毒等すること。また、作業終了後に手指の消毒を実施すること。

2 その他留意事項

- 当面の間、養豚場等への立入りを控えること。
- 死亡した野生イノシシを確認した際には、速やかに管轄の家畜保健衛生所に通報し、その指示を踏まえて対応すること。

通報先	電話番号	担当地域
東部家畜保健衛生所	087-898-1121	高松市、さぬき市、東かがわ市、木田郡、香川郡
東部家畜保健衛生所小豆支所	0879-62-0359	小豆郡
西部家畜保健衛生所	0877-62-0020	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡
西部家畜保健衛生所西讃支所	0875-62-6109	観音寺市、三豊市

問合せ先

【狩猟関係】

香川県環境森林部みどり保全課鳥獣対策・野生生物グループ
(電話番号 087-832-3212)

【豚熱関係】

香川県農政水産部畜産課衛生環境グループ
(電話番号 087-832-3428)